

# 商標における審査業務効率化 検討プロジェクトについて

審査業務部商標課商標制度企画室 審査業務企画官

田内 幸治

## 抄録

本稿では、商標課で取り組んでいる審査業務効率化検討プロジェクトの概要について、商標審査の概要とともに、御紹介します。

商標登録出願件数が近年増加し、審査期間が延伸傾向にある中、「知的財産推進計画2019」等において、2022年度末までに、FA期間（出願から最初の審査結果が通知されるまでの期間）を6.5か月、TP期間（出願から権利化までの期間）を8か月とする政府目標を掲げています。この政府目標を達成し、ユーザーがタイムリーに商標権を取得して活用することを可能とするための取組の一つとして、本効率化プロジェクトを進めています。

## 1. はじめに

筆者は、現在、商標課において、審査業務効率化検討プロジェクト（以下、「効率化プロジェクト」）を担当しています。筆者自身は、恥ずかしながら、商標課に異動するまで、商標の最新動向等に触れる機会がそれほど多くあったわけではありませんでした。読者の中にも、もしかしたら、筆者と同様、商標の最新動向等に触れる機会がそれほど多くない方もいらっしゃるかもしれません。このため、商標課における本効率化プロジェクトの取組について御紹介させていただくことは、特技懇にとって何らかお役に立つこともあるのではないかと考えまして、この度、僭越ながら本稿を執筆させていただいた次第です。

本稿を、本効率化プロジェクトの取組について、その理解の一助としていただくとともに、審査業務に限らず、あらゆる業務の効率化について考えていただくきっかけ等にいただければ、大変光栄です。

なお、本稿は筆者の個人的な見解等を示すものであり、特許庁を始めとする組織の見解等を示すものではありません。また、特に「2. 商標審査の概要」を中心に、分かりやすさを念頭において本稿を記載しておりますところ、説明不足や語弊等が含まれて

いた場合には、あらかじめ御容赦いただけますよう、よろしく申し上げます。

## 2. 商標審査の概要

効率化プロジェクトについて説明をする前に、効率化の対象業務である商標審査の概要について、説明します。

### (1) 一日当たりの審査処理件数（特許審査との違い）

商標審査の場合、案件の種類や分野にもよりますが、審査官は、一日当たり、特許審査で処理する案件数の数倍程度（4～5倍？）、審査処理をしているように思われます。この点は、特許審査とは事情が大きく異なることから、冒頭で言及させていただきました。例えば、決裁者への起案提出時における印刷の手間というような、一見するとちょっとした手間のように思える部分であったとしても、一日当たり比較的多くの案件を審査処理する関係上、業務の一部を効率化することには大きな意味があります。また、テレワークが日常となって登庁日数が減少している現状からも、システムの活用等を通じて印刷

の手間を省略することは重要です。

## (2) 商標登録願 (願書)

まずは、商標登録願 (願書) に記載される内容について、確認します。図1 (イメージ図) を見てわかりますように、商標登録を受けようとする商標を願書に記載するとともに (図1の例では、「JPO」という文字商標)、当該商標を使用又は使用予定としている商品・役務 (いわゆるサービスのこと) を指定し、それらが該当する区分<sup>1)</sup>とともに願書に記載します。これにより、出願人が、どのような商標をどのような商品・役務を権利範囲として商標登録することを求めているのか、願書から把握することができます。

そして、審査官は、この商標登録出願 (以下、「出願」) について、商標法 (以下、「法」) に定められている各要件に従って、実体審査を行い、最終的に商標登録査定又は拒絶査定をすることとなります。

【書類名】 商標登録願  
 【整理番号】 ○○○  
 【提出日】 令和○年○月○日  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【商標登録を受けようとする商標】

JPO

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
 【第30類】  
 【指定商品 (指定役務)】 菓子及びパン

【商標登録出願人】  
 【識別番号】 ○○○○  
 【住所又は居所】 東京都千代田区○-○-○  
 【氏名又は名称】 商標株式会社  
 【代表者】 商標 太郎  
 【電話番号】 03 - ○○○○ - ○○○○

図1 商標登録願 (イメージ図)

ここで少し話がそれますが、商品・役務の指定について触れたいと思います。世間で流行っている用語に関係するものが出願された場合、報道では、「『○○』が出願されました!」といった形で、どの

ような商標が出願されたのかについて目にすることがありますが、その商標が、どのような商品・役務を指定して出願されたのか、すなわち、その商標が使用又は使用を予定されている商品・役務の範囲 (権利範囲) は何なのかについては、報道ではあまり目にしないのではないのでしょうか。

しかしながら、皆様も御存じのとおり、どのような商品・役務が指定されているのか、という点は、商標審査を行う上で、大変重要です。例えば、「ドラゴンフルーツ」という商標を出願した場合に、その指定商品が「果実」であれば、この「ドラゴンフルーツ」という商標は単に商品 (果実) の普通名称を表したものに過ぎず、それに対応した拒絶理由 (法第3条第1項第1号違反) が通知されることが考えられますが、他方、その指定商品が例えば「スマートフォン」であれば、少なくとも「ドラゴンフルーツ」という商標が単に商品 (スマートフォン) の普通名称を表していることにはならないと考えられます (※他の拒絶理由の有無等については割愛します)。また、ここでは詳細には触れませんが、指定商品・指定役務については、審査において、商品・役務の類似性についての判断が必要となる等、様々な要件に関係することとなります。つまり、どのような商品・役務が指定されているのかという点が、商標審査における各要件の判断に影響を与える、ということになります。

したがって、どのような商標が出願されたのか、という点に加えて、どのような商品・役務が指定されて出願されたのか、という点も、審査をする上で重要な点となることに留意いただければと思います。なお、特許の場合であれば、例えば「○○という発明が特許となった!」といった報道がされる場合があるものの、実際に権利範囲を定める上で重要となる特許請求の範囲 (以下、「クレーム」) の記載について報道されることはあまりないと思われます。商品・役務の指定とクレームの記載については、その意味合いは異なるものの、重要だが細かい話なのであまり報道されることはないという観点で見ると、両者は少し似ている側面があるような気がしています。

1) 「区分」とは、商品又は役務について分野別に分類したものであり (第1~45類)、法第6条第2項に規定されるように、政令 (商標法施行令) で定められています。なお、各区分に属する商品・役務は標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に規定される国際分類に即して、経済産業省令 (商標法施行規則) で定められています。

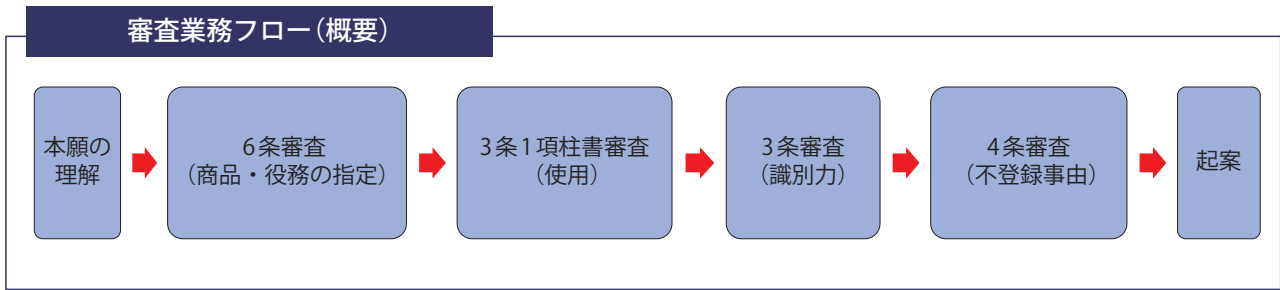


図2 審査業務フローの概要

### (3) 審査の流れ

次に、審査の流れ(図2)について、審査プロセス毎に(図2における各プロセスのうち「本願の理解」及び「起案」は省略)、それぞれ概説します。

#### ①法第6条に係る審査(商品・役務の指定)

商標審査では、願書に記載されている指定商品・指定役務及びその区分について、審査を行います。この審査の根拠となる法第6条について、まずは確認します。

##### 【商標法(第6条)】(一商標一出願)

第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

- 2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。
- 3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

出願が法第6条第1項又は第2項の要件を満たしていないときは、拒絶されることとなることから(法第15条第1項第3号)、審査官は、出願がこれらの要件を満たしているかどうか、審査をすることとなります。

まず、法第6条第1項の要件について見ると、条文に「商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して」とあることから、商品又は役務をそもそも一つ以上「指定」していなければなりません。例えば、願書における指定商品・指定役務の欄に、「天国への誘い」と記載されていた場合、そもそもこれは商品なのか役務なのかについても不明ですし、

また、どのような商品又は役務を指定しているのかについても、不明です。このような場合には、「商品又は役務を指定」しているとはいえ、同項違反と考えられます。これは少し極端な例ですが、「商品又は役務を指定」しているかどうかという観点、すなわち、商品又は役務の内容及び範囲が明確に把握できるかどうかという観点で、審査をすることとなります。

また、同項には、「商標ごとにしなければならない」とあることから、一つの出願には一つの商標しか記載することはできず、複数の商標について権利を求める場合には、商標の数だけそれぞれ出願する必要があります(一商標一出願)。特許法の場合、一つの出願に複数の請求項を記載すること自体は(単一性要件を満たす限り)認められていますので、必ずしも同列に扱うことはできませんが、関係する条文をしいて挙げるとすると、二以上の発明が単一性の要件を満たす場合に限って一の願書で特許出願をすることができるものとする同法第37条になるでしょうか。また、意匠法の場合、関連する規定として同法第7条がありますが、この規定は、令和元年の意匠法改正により、出願手続簡素化の観点から、複数意匠一括出願を許容する規定へと改正されたこと(本規定は令和3年4月1日施行予定)が、記憶に新しいところでしょうか。

次に、法第6条第2項の要件についてですが、条文にあるように、商品・役務の指定については、政令(商標法施行令)で定められた商品や役務の区分に従わなければならないとされています。例えば、「時計」を指定商品として出願する場合、商標法施行令第2条(及び別表)に従えば、時計の区分は「第14類」となるため、「第14類 時計」と願書に記載

して出願する必要があります。このため、この区分を間違えて、例えば「第9類 時計」と記載して出願すると、法第6条第2項違反（区分相違）となります。

また、商品の材質や用途等に応じて、複数の異なる区分が想定される場合もあります。例えば、「機械器具」という商品を指定したい場合、「医療用機械器具」であれば第10類に属するが、「冷凍機械器具」であれば第11類に属する等、適切な区分と対応する指定商品をそれぞれ書き分ける必要があります。

以上が、法第6条第1項及び第2項に係る審査の概要となります。審査の流れを把握いただく観点から、あくまで概要にとどめておりますが、実務では、上記以外を含めて様々な事例があり、また、非常に膨大な商品・役務が指定される案件も存在する等（※特許審査の場合でも、膨大な数の請求項が記載される出願があらうかと思えます）、複雑な状況が生じる場合があります。また、要旨変更となる補正は認められていませんので（法第16条の2）、例えば補正により指定商品・指定役務の範囲を変更等した場合には、当該補正について決定をもって却下しなければなりません。これらの点を含め、少しでも法第6条に係る審査の理解の一助となっていれば幸いです。

## ②法第3条第1項柱書に係る審査（商標の「使用」）

次に、法第3条第1項柱書について、まずは条文を確認します。

【商標法（第3条第1項柱書）】（商標登録の要件）  
 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。  
 一～六 （略）  
 2 （略）

条文に「自己の業務に係る商品又は役務について

使用をする商標」とあるように、商標登録を受けることができる商標は、あくまで、「自己の業務」に係る商品又は役務について「使用」されるものであることが前提となっています。この「使用をする」という点については、現に商標を使用している場合のみならず、将来において出願商標を使用する意思を有している場合も含むものとしています。なお、商標登録後、登録商標が一定期間（三年以上）継続して使用されなかった場合については、何人も、取消審判によってその商標登録を取り消すことを可能としています（法第50条第1項）。

この要件に係る審査においては、例えば、指定役務に係る業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務付けられている場合に、出願人が当該国家資格等との関係で当該業務を行い得ることが確認できなければ、商標を使用できない蓋然性が高いものとして、拒絶理由（法第3条第1項柱書違反）を通知することとなります。具体的には、例えば、「第44類 医業」を指定役務とする出願において、出願人が医療法人でも医師でもない場合には、この拒絶理由を通知することとなります。

また、この要件に係る審査においては、商標の使用又は使用の意思があるかについて合理的な疑義があると認められる場合においても、拒絶理由を通知することとなります。このような場合と判断する具体的な基準については、商標審査基準や商標審査便覧に詳述されていますが、一例として、一つの区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいる場合<sup>2)</sup>、このような広い範囲に及ぶような指定商品・指定役務全てについて、本当に商標の使用又は使用の意思があるかについて、合理的な疑義があるものとして、拒絶理由が通知されることとなります（他の例については、割愛します）。

以上が、法第3条第1項柱書に係る審査の概要となります。

## ③法第3条に係る審査（識別力）

法第3条の規定について、確認します。

2) この「広い範囲」の詳細については、商標審査便覧41.100.03「商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用について」を御参照ください。 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/document/index/41\\_100\\_03.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/document/index/41_100_03.pdf)

【商標法（第3条）】（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
  - 二 その商品又は役務について慣用されている商標
  - 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
  - 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
  - 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
  - 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標
- 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

法第3条第1項各号には、商標登録を受けることができないものが列挙されており、いわゆる識別力に関する要件となります。すなわち、これら各号に該当するものは、自己の商品・役務と他人の商品・

役務とを区別する機能（自他商品・役務の識別力）を有する商標とは認められないことから、識別力のないものとして、商標登録を受けることができないこととなります。なお、法第3条第1項第3号に関する裁判例（ワイキキ事件）<sup>3)</sup>を見ると、同号は、識別力の観点のみならず、いわゆる独占適応性がない（特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としない）商標を拒絶するための規定でもある旨判示されていることから、法第3条の規定について考えるに当たっては、独占適応性という考え方にも留意する必要があります。

具体的に見ていくと、例えば、法第3条第1項第1号については、「その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」と定められています。このため、例えば「電子計算機」という商品を指定して「コンピュータ」という商標を出願したとしても、この「コンピュータ」という商標は、単に「電子計算機」という商品の「普通名称」を、普通に用いられている文字で表示したに過ぎないため、識別力を有しないものとして、拒絶理由が通知されることとなります。

また、例えば法第3条第1項第3号を見ると、「その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状……（中略）……又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様……（中略）……を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」と定められています。このため、例えば「入浴剤」を指定商品として「疲労回復」という商標を出願しても、その指定商品の「効能」を普通に用いられている文字で表示したに過ぎません。また、例えば「飲食物の提供」を指定役務として「セルフサービス」という商標を出願しても、その指定役務の「態様」を普通に用いられている文字で表示したに過ぎません。このため、これらのケースについては、それぞれ拒絶理由が通知されることとなります。

なお、法第3条第1項第6号を見ていただければわかりますように、同項第1号から第5号までの規定

3) 参考までに、ワイキキ事件最高裁判決（最三小判昭和54・4・10裁判集民事126号507頁）を、一部抜粋します。  
（判決抜粋）「商標法三条一項三号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であつて、取引に際し必要適切な表示としてなんびともその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であつて、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解すべきである。」

に該当しない商標であっても、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」については、同項第6号に基づいて商標登録を受けることができないこととなります。

次に、法第3条第2項を見ると、「前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」については商標登録を受けることができる旨、規定されています。これは、同条第1項第3号（商品・役務の特徴等）、4号（ありふれた氏又は名称）、5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）に該当するような商標であったとしても、自己の業務に係る商品又は役務について長年使用した結果、識別力を獲得するに至っている場合もあることから、そのような場合には、商標登録を可能とするものです<sup>4)</sup>。

使用により識別力を獲得することは、なかなかハードルが高いという印象を持たれるかもしれません。法第3条第2項を根拠として認められた参考例として、例えば、ザ コカ・コーラ カンパニー社が出願した立体商標（コーラ飲料の瓶に関するもの）がありますので、その知的財産高等裁判所判決<sup>5)</sup>を、一部抜粋します。この裁判例が、少しでも同項の規定に対する理解の一助となれば幸いです。

審査官は、この規定についても、商標審査基準に基づき、例えば、出願商標の使用に関する情報（使用態様、使用数量、使用期間、及び使用地域）や広告宣伝に関する情報（方法、期間、地域、及び規模）、出願人以外の者による出願商標と同一又は類似する標章の使用の有無や使用状況、商品・役務の性質その他の取引の実情、需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果等、出願人側から提出された書類も適宜考慮しつつ、判断することとなります。

以上が、法第3条第1項及び第2項に係る審査の概要となります。

【知的財産高等裁判所平成20年5月29日判決  
平成19年（行ケ）第10215号 審決取消請求事件】



立体商標（指定商品：コーラ飲料）

（判決の一部抜粋）

「(略)……商標法3条2項は、商品等の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標として同条1項3号に該当する商標であっても、使用により自他商品識別力を獲得するに至った場合には、商標登録を受けることができることを規定している（商品及び商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標を除く。同法4条1項18号）。

立体的形状からなる商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標ないし商品等の形状、使用開始時期及び使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝のされた期間・地域及び規模、当該形状に類似した他の商品等の存否などの事情を総合考慮して判断するのが相当である。

そして、使用に係る商標ないし商品等の形状は、原則として、出願に係る商標と実質的に同一であり、指定商品に属する商品であることを要する。

もっとも、商品等は、その製造、販売等を継続するに当たって、その出所たる企業等の名称や

4) 法第3条第2項の趣旨について、『特許庁編 工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第21版〕』（発明推進協会・2020年）の法第3条第2項の説明部分には、以下のように記載されています（下線は筆者が加筆）。

「(略)……本条二項は、いわゆる使用による特別顕著性の発生の規定である。前述のように一項各号に掲げる商標は自他商品又は自他役務の識別力がないものとされて商標登録を受けられないのであるが、三号から五号までのものは特定の者が長年その業務に係る商品又は役務について使用した結果、その商標がその商品又は役務と密接に結びついて出所表示機能をもつに至ることが経験的に認められるので、このような場合には特別顕著性が発生したと考える商標登録をしようことにしたのである。……(略)」

5) 知財高判平成20・5・29判時2006号36頁

記号・文字等からなる標章などが付されるのが通常であり、また、技術の進展や社会環境、取引慣行の変化等に応じて、品質や機能を維持するために形状を変更することも通常であることに照らすならば、使用に係る商品等の立体的形状において、企業等の名称や記号・文字が付されたこと、又は、ごく僅かに形状変更がされたことのみによって、直ちに使用に係る商標が自他商品識別力を獲得し得ないとするのは妥当ではなく、使用に係る商標ないし商品等に当該名称・標章が付されていることやごく僅かな形状の相違が存在してもなお、立体的形状が需要者の目につき易く、強い印象を与えるものであったか等を総合勘案した上で、立体的形状が独立して自他商品識別力を獲得するに至っているか否かを判断すべきである。」

「(略)……以上の事実によれば、リターナブル瓶入りの原告商品は、昭和32年に、我が国での販売が開始されて以来、驚異的な販売実績を残しその形状を変更することなく、長期間にわたり販売が続けられ、その形状の特徴を印象付ける広告宣伝が積み重ねられたため、遅くとも審決時(平成19年2月6日)までには、リターナブル瓶入りの原告商品の立体的形状は、需要者において、他社商品とを区別する指標として認識されるに至ったものと認めるのが相当である。」

「(略)……以上のとおり、本願商標については、原告商品におけるリターナブル瓶の使用によって、自他商品識別機能を獲得したものであるから、商標法3条2項により商標登録を受けることができるものと解すべきである。」

#### ④法第4条に係る審査(不登録事由)

不登録事由について定めた法第4条について、まずは確認します(紙面の都合上、同条第1項第2号のみ、一部記載を省略しておりますこと、御容赦ください)。

【商標法(第4条)】(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- 一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
- 二 パリ条約……(中略)……の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。)であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
- 三 国際連合その他の国際機関(ロにおいて「国際機関」という。)を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標(次に掲げるものを除く。)
- イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であつて、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの
- 四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第五十九号)第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号)第一百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標
- 五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用

- の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの
- 六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標
- 七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
- 八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）
- 九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）
- 十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十二 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの
- 十三 削除
- 十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）
- 十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標
- 十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの
- 十八 商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標
- 十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）
- 2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。
- 3 第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。



この条文を見ると、非常に多くの要件（不登録事由）が条文で定められていることに気付かれるかと思えます。不登録事由として、国旗、菊花紋章等と同一又は類似の商標（法第4条第1項第1号）、国や地方公共団体等の著名な標章と同一又は類似の商標（同項第6号）、公序良俗違反に係る商標（同項第7号）、他人の氏名又は名称等を含む商標（同項第8号）、他人の周知商標と同一又は類似の商標（同項第10号）、先願に係る他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、その登録商標に係る指定商品・指定役務と同一又は類似の商品・役務について使用される商標（同項第11号）、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（同項第15号）、商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標（同項第16号）、他人の周知商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的をもって使用する商標（同項第19号）等、実に様々な規定が設けられています。

また、種苗法に基づき登録された品種の名称に関する不登録事由（同項第14号）やいわゆる地理的表示（GI：Geographical Indication）に関する不登録事由（同項第17号）というように、他の法律や制度に関係する不登録事由についても定められています。

筆者自身、この条文を確認した時は、非常に多くの明文規定が設けられていることに驚きました。商標には、文字、図形、立体的形状、色彩、又はこれらが結合されたもの、更には音というように、様々な種類がある中で、判断を行わなければならない点に留意する必要があります。

特許法の観点からすると、なじみのある特許要件の一つとして新規性や進歩性が頭に浮かぶかと思いますが、商標法では、例えば「類似」という要件に見られるように、特許法上の各要件とは異なる考え方となるものの、法第4条第1項第11号の規定が、比較的親近感を有するものではないでしょうか。実務においても、この規定に係る拒絶理由は、法第4条第1項各号の中でも、比較的多くの割合を占めるものとなっています。この規定に係る審査においては、審査官は先願登録商標をサーチし、本願に係る商標と同一又

は類似に該当するかどうかの判断、及び、本願に係る指定商品・指定役務と同一又は類似に該当するかどうかの判断を行うこととなります。なお、商品・役務の類似性の判断については、類似と考えられる商品や役務<sup>6)</sup>に「類似群コード」と呼ばれる5桁のコードを付与してグルーピングし、「類似商品・役務審査基準」として外部公表しています。類似群コードは、審査においてどの商品・役務がそれぞれ類似と判断されるのか、その予見可能性の担保に資するとともに、効率的な審査にも寄与します。一方で、社会における取引の実情等を考慮し、類似群コードを適時にアップデートすることが求められることとなります。

法第4条第1項各号は、非常に多岐に渡るものであるため、これ以上の詳細は割愛させていただきます。以上が、法第4条に係る審査の概要となります。

### 3. 効率化プロジェクトの背景及び発足

ここからは、効率化プロジェクトについて説明します。まずは、効率化プロジェクト発足の背景や経緯について説明します。

#### (1) 背景（審査順番待ち期間の延伸と政府目標）

出願件数は、近年、増加傾向を続けています。具体的には、2019年の出願件数は19万件強となり、これは、2013年の出願件数と比較すると、約1.6倍という状況となっています（図3）。

審査官数は横ばいという状況の中、特許庁としては、外注等の各種取組を活用しつつ、審査処理件数をこれまで増加させてきたものの（図4）、出願件数はそれを上回るペースで増加し、出願から最初の審査（First Action）の結果が通知されるまでの期間（以下、「FA期間」）や、出願から権利化までの期間（Total Pendency）（以下、「TP期間」）は、それぞれ延伸傾向となり、2019年には、FA期間が9.9か月、TP期間が10.9か月となりました（図5）。

このような状況において、例えば「知的財産推進計画2019」（2019年6月21日知的財産戦略本部決定）では「近年、商標出願件数の大幅な増加により

6) 生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は、提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似する商品又は役務であると推定するものとして扱われます。詳細については、特許庁ウェブサイト「日本における『類似群コード』について」([https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/kako/ruijigun\\_cord/ruijigun\\_cord\\_reidai.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/kako/ruijigun_cord/ruijigun_cord_reidai.html))を御確認ください。

審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。」といった目標が示されているように、商標審査に係る具体的な数値目標を政府目標と

して掲げています(図6)。

このように、ユーザーが商標権をタイムリーに取得して活用することを可能とするべく審査を迅速化することは、喫緊の課題であり、政府目標として掲げていることからわかりますように、特許庁全体で取り組むべき最優先施策の一つとなっています。

日本の商標登録出願件数の推移

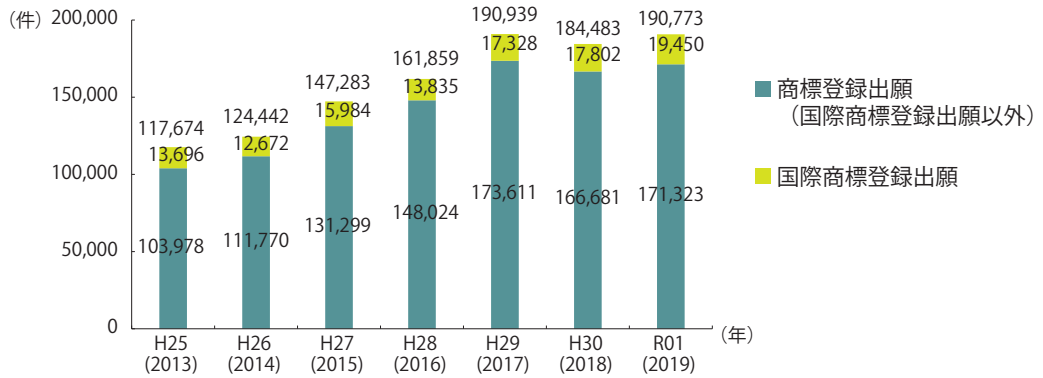


図3 出願件数の推移

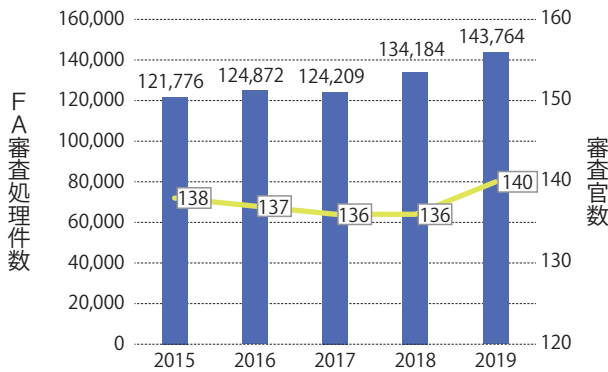


図4 FA (First Action) 審査処理件数及び審査官数の推移

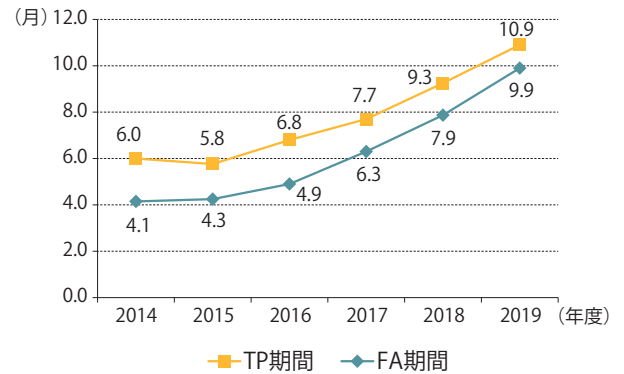


図5 FA期間及びTP期間の推移

成長戦略【2019年6月21日閣議決定】

- 「地域のブランド力を強化する商標権の活用を進めるため、2018年度から、地域団体商標の活用や中小企業等への取組を強化するとともに、出願増に伴い長期化傾向にある商標審査期間の短縮のための措置を講ずる。」(成長戦略フォローアップ本文)
- 「審査官の確保による商標審査体制の強化」(令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 工程表)
- 「2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである8月とする」(令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 KPI)

知的財産推進計画2019【2019年6月21日知的財産戦略本部決定】

- 「近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。」(本文)

まち・ひと・しごと創生基本方針2019【6月21日閣議決定】

- 「官民含めた地域全体のブランディングの動きを支えるため、模倣品の排除に有効な商標権の取得・活用を推進するため、以下の取組を進める。  
一地域のニーズを踏まえた迅速な商標審査のための体制強化」(本文)

図6 商標審査に係る政府目標(概要)

## (2) 発足

このような背景を踏まえて、2020年4月1日、審査に係る政府目標必達に向けて、「審査業務効率化検討プロジェクト」を商標課内に発足しました。本効率化プロジェクトのメンバー構成は、西垣淳子審査業務部長による指揮の下、高野和行商標課長を筆頭に、以下のとおりです(図7)。



効率化プロジェクト・ミーティング(西垣審査業務部長(左奥)、高野商標課長(右手前)、効率化プロジェクトメンバー)

### 審査業務効率化検討プロジェクトメンバー (2020年11月1日時点)

高野 和行	商標課長
田内 幸治	審査業務企画官
根岸 克弘	商標審査企画官
林田 悠子	商標課長補佐
鹿兒島 直人	企画調査班長
竹内 耕平	商標制度企画室
綿貫 音哉	商標審査機械化企画調整室
榊 亜耶人	商標審査推進室

図7 効率化プロジェクトメンバー一覧  
(2020年11月1日時点)

このメンバー構成(図7)を見ていただくとわかりますように、企画調査班(商標課全体取りまとめ)、商標制度企画室(制度の企画立案)、商標審査機械化企画調整室(システム・テレワーク用ツール等の企画調整)、商標審査推進室(審査効率化策等の推進)というように、(全ての部署からというわけにはいかないものの)審査業務の効率化を推進する上で

重要となる各部署からのメンバーで構成されています。また、本効率化プロジェクトは、商標課長の下、商標課内の全部署に対して、優先的に、調査・検討・資料作成の指示が可能という位置付けとしていただいているとともに、商標審査部門を含めた各部署には積極的に本効率化プロジェクトの活動に御協力いただけていることもあって、商標課全体での取組として、各部署が協働して審査業務の効率化を推進しているという状況にあります。

## (3) 緊急事態宣言・テレワークと効率化プロジェクトの活動

効率化プロジェクトを発足して数日後の2020年4月7日、我が国では、新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けて、東京都や神奈川県等の区域<sup>7)</sup>を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、その9日後となる4月16日には、その対象区域が全都道府県へと拡大されました<sup>8)</sup>。

このため、緊急事態宣言に基づく外出の自粛等が求められる中、本効率化プロジェクトについても、発足後早々、テレワークベースでの始動となりましたが、効率化プロジェクトメンバー各自がそれぞれ効率的かつ積極的に業務を進めるという意識の下、協働しながら、業務をここまで進めてくることができたのではないかと思います。特に、テレワークベースでの始動であったからこそ、テレワーク環境での審査業務を支援するツール「てれかもめ」の機能強化等、テレワーク環境における審査業務の効率化についても、より積極的に検討が進められたのではないかと思います。

また、内閣官房にデジタル改革関連法案準備室が設置され(2020年9月30日)、デジタル庁の創設に向けた検討が進められる等、我が国全体として情報通信技術を積極的に活用していく方針が示されている中で、テレワーク環境下での審査業務効率化や紙ベース業務の電子化への切替え等、情報通信技術を活用した審査業務効率化策を推進することは、大変重要な課題であると考えています。

7) 2020年4月7日付緊急事態宣言の対象区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県。

8) なお、2020年5月25日、緊急事態宣言は解除されました(緊急事態解除宣言の発出)。

## 4. 効率化プロジェクトの取組概要

効率化プロジェクトの具体的な取組の概要について、以下、説明します。

### (1) 審査業務フローの見える化

審査業務の効率化策について検討を開始するに当たり、最初の段階として、効率化策の対象となる「審査業務」について具体的に特定する必要がありました。そこで、まずは、審査業務フローを各プロセスに分解して「見える化」を行うことで、効率化策の対象を特定し、その上で、審査業務フローにおける各プロセスに係る業務の比重や、プロセスに応じてどのような効率化策が考えられるのかといった具体的な効率化策の検討を進めることとしました。

具体的には、審査業務フローにおける各プロセスにおいて、具体的にどのような業務を行っているのか、また、各プロセスを実行するのに要する平均的な時間割合はどの程度なのか、などといった形で審査業務フローの見える化を行いました。また、拒絶理由の具体的な内容の割合について見ると、例えば法第6条（指定商品・指定役務関係）に係る拒絶理由、法第3条第1項柱書（商標の「使用」）に係る拒絶理由、法第4条第1項第11号（他人の先願登録商標関係）に係る拒絶理由というように、通知する割合が比較的高い拒絶理由について把握することができます。そこで、こうした情報も活用しながら、審査業務の見える化を進めていきました（統計情報等の詳細については、ここでは割愛します）。

### (2) ユーザー及び外部有識者の意見を踏まえた効率化策の検討

審査業務フローの見える化を行った後、審査プロ

セス毎の効率化策を中心に、効率化プロジェクトメンバーで具体的な効率化策の検討を進めるとともに、現場で審査業務を担当する審査長・審査官から効率化策に関する意見募集を行いました（(3)に後述）。また、効率化策を検討するに当たっては、ユーザーや外部有識者の意見も伺いながら検討すべき論点もあることから、審査業務において通知する割合が比較的高い拒絶理由に係る審査を中心に論点を抽出し、商標法を専門とする法学者やユーザー団体、代理人等と、複数回、効率化策を含めた審査運用の在り方等について議論を行いました。

具体的には、①商品・役務の指定に係る審査の論点（法第6条関係）、②商標の「使用」又は「使用の意思」に係る審査の論点（法第3条第1項柱書関係）、③相対的拒絶理由に係る審査の論点（法第4条関係）、④（拒絶理由が発生してしまう可能性を低減して結果として審査負担も軽減するべく）ユーザーに対する適正出願支援の論点について、それぞれユーザー及び外部有識者と議論をさせていただき、この議論を受けて、進めるべき方向性が示されました。また、こうした議論の場に加えて、個別企業とオンラインベースで意見交換を実施することで、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況ではありつつも、審査迅速化の要望等を含めた個別ユーザーからの貴重な意見もお伺いすることができました。

こうした議論で示された方向性や意見を受けて、現在は、関係課室と協働しながら、効率化策に係る各種取組を進めているところです。具体的には、法第6条に係る審査運用の効率化策を実施するための商標審査便覧の改訂、指定商品・指定役務に関するウェブフォームを通じた相談対応の強化（法第6条に係る拒絶理由を生じさせないような出願の支

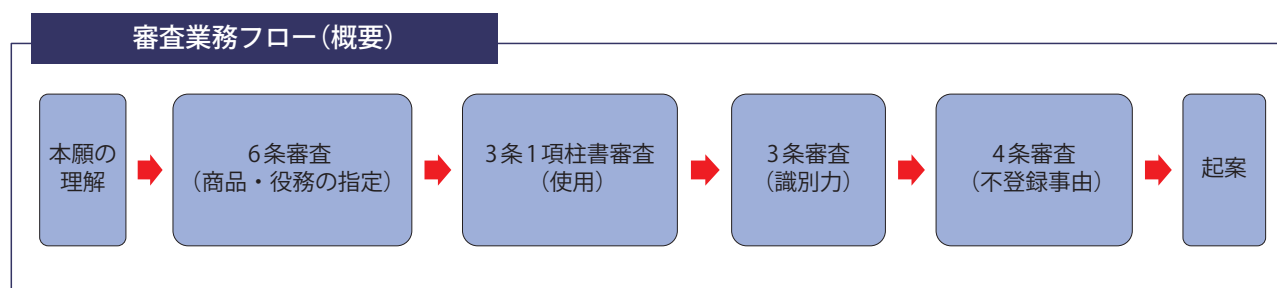


図8 審査業務フローの概要（再掲）

援)<sup>9)</sup>、拒絶理由事前回避策や情報提供制度、ファストトラック審査等の周知強化等、様々な施策について順次進めているところです。

### (3)「現場の声(審査長・審査官の声)」を踏まえた効率化策の検討

効率化策について具体的に検討を進める際、効率化プロジェクトメンバーでの検討に加えて、審査の「現場」で業務を行っている審査長・審査官からも、効率化策に関する意見を頂きました。これは、審査業務を担当するプロフェッショナルたる審査長・審査官こそ、効率化策に関する重要なアイデアを有しているはずと考えたからです。

現場からの意見の収集に当たっては、審査経験の豊富な効率化プロジェクトメンバーが、全商標審査室に対して、オンラインで、効率化プロジェクトの現状等について直接説明をさせていただいた上で、審査業務の効率化に資する意見を頂きたい旨、依頼をさせていただきました。その結果、審査業務で多忙にもかかわらず、延べ200を超える意見を審査長・審査官の皆様から頂くことができました。これは、審査長・審査官自らが、審査業務の効率化について能動的かつ積極的に取り組んでいることを意味するものですし、これほど多くの意見を出していただいたことに、あらためて感謝する次第です。

これらの意見に対する対応状況についてですが、2020年10月末現在、意見について対応させていただいたものが6割弱、また、意見を踏まえて対応の方針を決定し、その方針に向けた準備等に着手しているものが2割強という状況ですので、両者を合計すると、意見に対する8割ほどについては何らかの形で対応等をさせていただいているという状況になります。他方で、業務系システムにおける画面表示に関連する意見等、システム改造を実施しないと対応が困難なものや、労務管理上の制約等により対応が困難なもの等、直ちに対応することが困難な意見等もありますが、可能なものから順次効率化策につなげる形で、進めているところです。

次に、効率化策の具体例等について、御紹介します。

効率化プロジェクト発足当初は、緊急事態宣言下で外出の自粛等が要請されている中、テレワークでの審査業務を効率化することが特に重要であったこともあり、テレワーク時の審査業務支援ツール「てれかもめ」の機能(起案機能や汎用文例機能、起案文検索機能、データ移行機能等)の拡充を担当部署に依頼して順次機能をリリースしていただいている一方、登庁時の審査業務時間を効率的に活用可能とする観点から、審査官が決裁者に起案を提出する際に印刷不要とする書類等の整理や、図形サーチに関する運用の標準化、インターネット検索を積極的に使用することで新聞記事検索を補助的な使用にとどめることを可能とする等、審査業務に係る具体的な各種効率化策について、「審査スキームの統一」というファイルにまとめた上で全審査室に周知するとともに、商標審査ポータルサイト(イントラネット)にも掲載してトップページにそのリンクを置かせていただきました。

また、例えば、いわゆる同日出願に係る「くじ」(法第8条関係)関連案件については原則として同一の審査官が担当する運用と整理する等、追加の効率化策を実施する際には、この「審査スキームの統一」ファイルのバージョン番号を更新した上でその内容をアップデートし、審査室に周知していくことで、当該ファイルを確認すれば、常に最新の状況を把握できるようにしています。

なお、上記(2)でも一部触れましたように、「審査スキームの統一」としてまとめた各種効率化策に加えて、商標審査便覧の改訂が必要な効率化策(法第6条に係る審査運用関係)や紙ベースでの各種依頼書の電子化への切替え(マクロ機能の作成)、出願人等からの一般的な電話対応関連業務の集約化等、「審査スキームの統一」以外の各種効率化策についても、関係部署と協働しながら、それぞれ進めています。

以上、全ての効率化策をここで御紹介することは困難ですが、効率化策の具体例等について、いくつか御紹介させていただきました。今後も、審査手法の見直しを通じた効率化策や、商標審査基準の要点提示等による、拒絶理由が発生する要因及び事前回

9) 2020年10月30日、新たな商品・役務名に関する相談をウェブフォームで受け付けるとともに、当該相談に基づいて新たに追加した商品・役務名を公表するウェブページを、新たに公表しました。詳細は、以下のウェブページを御参照ください。  
特許庁ウェブサイト「新しい商品・役務名のご意見・ご要望」[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/iken\\_yobo.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/iken_yobo.html)

■ 特許庁内に商標の審査業務効率化のためのプロジェクトを立ち上げ、「審査の見える化」に基づく各審査プロセスのうち、法解釈やユーザー対応に関連する論点を中心に、外部有識者・ユーザーの声を踏まえて審査業務の効率化策について検討するとともに、庁内の業務改善として実施可能な効率化策については、並行して検討・推進。

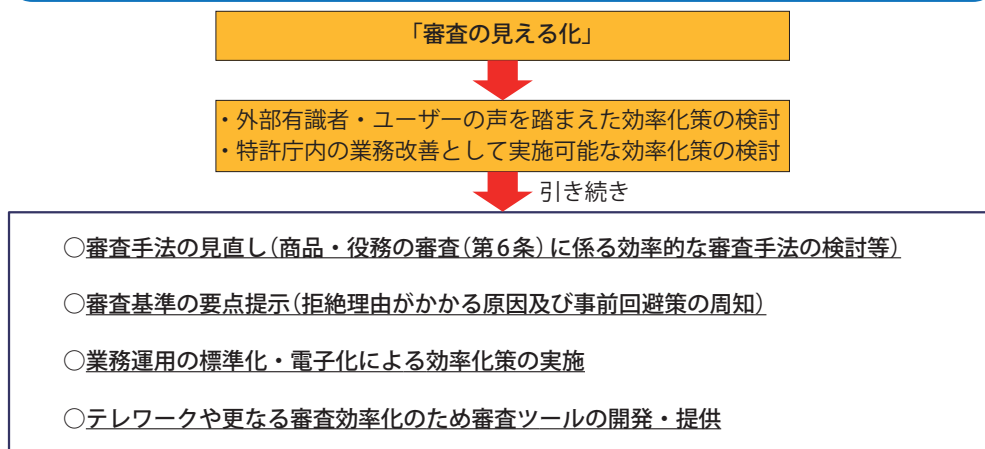


図9 審査業務効率化策の検討・推進

回避策の対外周知(拒絶理由の原因減少等を通じた効率化策)、業務運用の標準化・電子化による効率化策、テレワークや更なる審査効率化のための審査ツールの開発・提供による効率化策等、様々な効率化策を、引き続き、推進していきたいと思えます。

#### (4) 糟谷長官と効率化プロジェクトメンバーのBBL

2020年10月、糟谷敏秀長官と効率化プロジェクトメンバーによるBBLを開催する機会がありましたので、この場をお借りして御紹介します。このBBLでは、糟谷長官が効率化業務を推進していく中で重要と考えていること、各メンバーが効率化プロジェクトを推進していく中で感じていること、更には、各自がこれまで働いてきた中で得られた経験、一つの意見に対して真摯に向き合って可能な限り良

い方向に進められるよう検討することの重要性等、限られた時間の中で数多くの示唆に富む話題が取り上げられました。審査業務の効率化を推進して審査の迅速化等に貢献して政府目標を達成し、ユーザーにとってより良い制度運用とすることは、特許庁全体の課題であることを、本BBLを通じて再認識しました。効率化プロジェクトメンバー全員で、引き続き、微力を尽くしたいと思えます。

#### 5. 効率化プロジェクトを通じて感じたこと

ここでは、効率化プロジェクトを通じて筆者が感じたことについて、トピック的ではありますが、若干触れてみたいと思えます。

##### (1) 先入観・固定観念

効率化プロジェクトの業務を通じてまず感じたこととして、審査業務フロー全体について見直していく中で、様々な場面で「先入観」や「固定観念」が存在し、それが見落としにつながったり、無意識の場合も含めて、検討の際に余計な前提条件を課してしまったりする場面がある、ということがあります。

これは、自戒を込めてのことなのですが、例えば「A」という専門用語が出てきた場合に、半ば反射的に「AについてはXという運用を行うことが通常(当たり前)です。」と考えることがあります。実際に審査業務を行う場合には、「Aとは何か。」などといった



糟谷長官(前列最左)と効率化プロジェクトメンバー・企画調査班(糟谷長官と効率化プロジェクトメンバーによるBBL開催時)

ところから考えていると審査処理が非効率になりますし、日々審査を効率的に行う場面ではそのような対応が良いのだとは思いますが、そうではなく、現在の運用がそもそも効率的なのか否かについてゼロベースで検討する場合であれば、「そもそもXという運用を実際に行っているのか、まずは確認すべき。」「Xという運用は、本当に効率的・合理的な運用なのか。」「そもそもXという運用自体をやめることは可能なのか(Xという運用をやめた場合に生じる問題は、本当に受け入れられないような問題なのか。)」など、時間はかかりますが、様々な観点で検討するとともに、関係者と集中的に議論を行って整理をする、ということが大事になろうかと思えます。

文章にすると極めて当たり前のことのように思えるのですが、実際に様々な効率化策の検討を進めていると、こうした場面、すなわち、先入観や固定観念が検討を妨げる場面に、(大半は無意識的に生じている事象だと思いますが)直面しますし、筆者自身も、こうした自分自身の先入観等が検討の幅を狭めていると感じたことが、恥ずかしながらありました。このような問題は、効率化策の検討にはとどまらない話だとは思いますが、効率化プロジェクトを進めていく中で、ゼロベースで検討を進めることの難しさを感じたこともあり、この場で触れさせていただきました。自分自身への反省を込めつつ、こうした点に留意しながら、引き続き、効率化プロジェクトを進めていければと考えています。

## (2) 地道な効率化策の積上げ

効率化策を進めるに当たっては、効果の大きい施策を検討して実行することはもちろん大切なのですが、それに加えて、地道な効率化策を数多く積み上げることも、審査業務フロー全体の効率化というものを考えたときに、同様に重要なことではないか、ということ、効率化プロジェクトを進めていく中で感じました。

審査業務フローの効率化について考えた場合、効率化策としては大小様々なものがあります。例えば、テレワーク時の審査業務支援ツール「てれかもめ」を開発し、起案機能や汎用文例の充実等、機能を順次拡充するという効率化策は、テレワーク環境でそ

もも行うことができなかった業務を可能とすることから、効率性の面から比較的大きな効果を上げる取組と考えられます。

他方で、あくまで一例ですが、「審査官が決裁者への紙提出をこれまで必須としていた書類について、今後は紙提出を不要とする。」という効率化策や、「法第3条に係る審査を行う際、新聞記事検索ではなくインターネット情報の検索を主な使用ツールとする。」という効率化策については、上記「てれかもめ」という新規ツールの提供・機能拡充という効率化策と比較して考えた場合に、その効果を含めて、比較的小さなものという印象を受けられるかもしれません。

このような場合に、ややもすると、「効率化にはそれほど大きく寄与しないのだから、そこまで検討しなくてもよいのではないか。」などといった意見が出てくる可能性を否定できませんし、また、無意識のうちになんかそのようなマインドとなってしまう可能性もあり得ます。これに対する反論として、例えば、「この効率化策に取り組むことで、1件の審査処理に要する時間を2分短縮することができ、審査官一人当たり一日平均10件審査処理を行うことから、一日当たり20分の効率化を達成できるので、一日当たりの平均残業時間を一時間とすると、一日10件の審査処理をするために要する時間が平均525分から505分へと短縮され、業務効率を平均約4%高めることができます。」<sup>10)</sup>などと、期待される効果を定量的に示すことで、比較的效果が小さいと当初捉えられていたとしても、最終的に説得できる場合もありますが、効率化策の効果の小さいというそもそもの先入観だけで、検討が保留される等といった可能性もあり得ると思います。

効率化の効果を見据えて優先順位をつけた上で業務に取り組むこと自体は当然に重要ではありますが、だからといって、効果の大きいものだけに限定して効率化策に取り組めばよいということにはならないと思います。審査業務の効率化を推し進めて政府目標を達成することで審査を迅速化し、ユーザーにとってタイムリーな権利取得を可能とすることで、より使い勝手の良い商標制度運用とすることを目指している中で、こうした地道な効率化策を積み上げて、最大限の効率化を図ることは大事なことでな

10) 事例を単純化する観点から、ここで示している各数値(一日当たりの平均審査処理件数等)は架空のものとしています。

いか、ということ、効率化プロジェクトを進めていく中で実感した次第です。

## 6. おわりに

本稿では、審査業務効率化検討プロジェクトについて、その背景や発足、具体的な取組概要等について、説明させていただきました。読者の皆様は既にお気付きかもしれませんが、審査を迅速化して政府目標を達成し、ユーザーがタイムリーに商標権を取得して活用できるよう、制度の利便性をより向上させるための施策としては、本効率化プロジェクト以外にも、審査関連の外注事業の更なる活用や任期付審査官(補)の採用等、様々な施策が挙げられます。効率化プロジェクトそれ自体を目的化することなく、ユーザーにとってより利便性の高い商標制度運用となるよう、引き続き、審査業務効率化の観点から効率化プロジェクトを推進していきたいと考えています。

最後の章にもかかわらず、ここで少し話がそれますが、商標制度は特許制度と異なる部分が多いと日々感じる中で、ある著書に、自分自身の心に大変響いた文章がありましたので、僭越ながらここで触れさせてください。高部真規子元知的財産高等裁判所長の著書「実務詳説 商標関係訴訟」の「はしがき」には、次の記載があります。

「(略)……商標は、特許のような技術的専門性がないために、初学者でも理解できるように受け止められることがあるが、実は、商標の登録要件や、商標の類似とは何かといった基本的事項についても、最高裁判所の判決がいくつもあって、具体的事案における当てはめは、必ずしも容易ではない。また、商標法は、特許法を数多く準用し、似たような条文も多くあるが、必ずしも同一の解釈とはならず、商標法特有の考え方もある。……(略)」<sup>11)</sup>

効率化プロジェクトを日々進めていく中で、社会における取引の実情等について考慮した上で商標審査をすることや、法目的など、特許法との違いを含め、様々な点について考える中で、この文章を目にし、いろいろと考えさせられた次第です。

最後に、本稿を執筆してあらためて感じたことですが、本効率化プロジェクトは、関係者の皆様全ての御協力を得られなければ、何も進めることができなかったと思います。審査室の皆様から意見を頂けなければ得られなかったアイデア等は多々ありますし、関係部署の方々に御協力いただければ、アイデアを具体的な効率化策に落とし込んで実装することはできませんでした。そして、効率化プロジェクトメンバーには、効率化策の検討のみならず、関係者への調整等を含め、積極的に進めていただくとともに、幾度となく助けていただきました。本効率化プロジェクトに関係する皆様に、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

また、筆者自身、いろいろと至らないところが多く、本効率化プロジェクトでは御迷惑を多々おかけしておりますが、少しでもお役に立てばという思いで効率化プロジェクトを推進しておりますことに免じて、何とぞ御容赦いただけますと幸いです。

末筆になりますが、本稿執筆の機会を与えていただきました、石田編集委員長を始めとする特技懇編集委員会の皆様に、心から御礼申し上げます。本稿が、読者の皆様にとって少しでもお役に立てば幸甚です。

## profile

田内 幸治 (たうち こうじ)

2003年 特許庁入庁 (特許審査第四部インターフェイス)  
 2008年 総務部企画調査課  
 2009年 特許審査第四部電子商取引  
 2011年 米国ワシントン大学ロースクール (法学修士号取得 (LL.M. in Intellectual Property Law and Policy)、客員研究員)  
 2013年 総務部企画調査課長補佐  
 2014年 総務部総務課制度審議室長補佐  
 2016年 日本貿易振興機構 (ジェトロ) デュッセルドルフ事務所 (ドイツ) 知的財産副部長  
 2019年 審査第四部インターフェイス  
 2019年 審判官 (審判部第26部門)  
 2020年 審判部審判課長補佐  
 2020年 審査業務部商標課商標制度企画室 審査業務企画官 (現職)



11) 高部真規子『実務詳説 商標関係訴訟』(一般社団法人金融財政事情研究会・2015年)